

姫路：えん罪・花田郵便局強盗事件 ジュリアスさん(仮名)と家族をひきはなさないで —在留特別許可を求める請願署名—

ナイジェリア人のジュリアスさん(仮名)は2001年、兵庫県姫路市でおきた2人組の郵便局強盗の犯人として逮捕されました。ジュリアスさんは無実を訴えており、自首した犯人の一人も裁判で「共犯者は別人である」と証言しましたが、懲役6年とされ、いま、裁判のやりなおし(再審)を求めています。

ジュリアスさんは「1年を超える懲役(出入国管理及び難民認定法第24条第4号リ)」を理由に退去強制令書を発付されました。そのため、彼と家族は、いつ引き離されるかわからない不安をかかえつづけています(服役を終えたあとも仮放免中のため、仕事をするにはゆるされず、通院や裁判、弁護士とのうちあわせで兵庫県外に出るために、毎月、出入国管理局の許可を受けなければなりません)。

しかし、ジュリアスさんは、在留を許可すべき積極要素(法務省「在留特別許可に係るガイドライン」より)が、以下のように多数あり、貴職に「在留特別許可」を求めています。

■在留を許可すべきジュリアスさんの「積極要素」

- 1、日本人の妻と結婚して20年以上になること、
- 2、子どもたちの育児と義祖母の介助のため、家族はジュリアスさんを必要としていること、
- 3、事件の前年には会社を設立し、事件の5日前には永住許可を取得していたこと、
- 4、子どもたちにスポーツを指導するボランティア活動を行うなど地域貢献していること、
- 5、服役中の事故で刑務所が適切な措置をとらなかったため、肘に5級の身体障がいがあり、毎週、リハビリテーションで通院しなければならないこと、

また、子どもの権利条約は、子どもが両親の意思に反して「その父母から分離されないことを確保(第9条)」する義務が国家にあると規定しています。そして、行政府、立法府、司法府は、子どもにかかわる措置をとるときは、「児童の最善の利益(子どもの権利条約第3条)」を考慮する義務を負っています。

さらにその措置は、たとえ出入国管理法のような法律にもとづく措置であったとしても、家族の保護が優位すると解釈されます(国際自由権規約第17条に関する自由権規約委員会一般的意見16)。

日本国憲法は、「国際条約は誠実に遵守する(第98条)」と誓約しており、これらの条約が国内法より優位して、即時に、国内に直接適用されることは、国内外で確定した解釈で、政府見解でもあります。

これら国際人権条約は、父親たるジュリアスさんを子どもから分離することを禁じています。

彼は無実を訴えています、実際に罪を犯した人でも、上記の理由で退去強制令書の取り消しを受けた裁判例はあります(東京地裁平18(行ウ)476号、平19・8・28民二部認容判決(確定))。

つきましては、ジュリアスさんの在留特別許可の発付を要請いたします。

氏名	住所